（講習事務の実施基準）

第二十八条　法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四条第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十三　（略）

（講習事務の実施基準）

第三十九条　法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四条第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十一　（略）

（講習事務の実施基準）

第四十二条　法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四条第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十一　（略）

（講習事務の実施基準）

第五十三条　（略）

2　前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、建築士法施行規則第十五条第二項の受験申込書並びに同条第一項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（講習事務の実施基準）

第二十八条　法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第十四条第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十三　（略）

（講習事務の実施基準）

第三十九条　法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第十四条第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十一　（略）

（講習事務の実施基準）

第四十二条　法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第十四条第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ハ　（略）

九～十一　（略）

（講習事務の実施基準）

第五十三条　（略）

2　前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

3　（略）